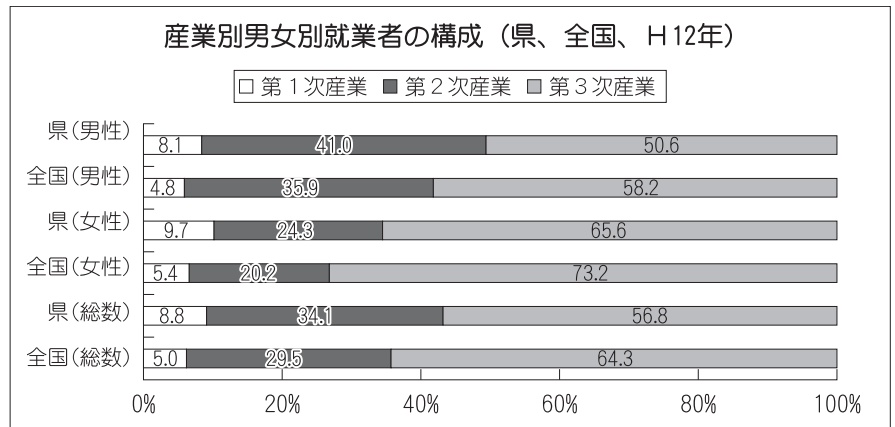
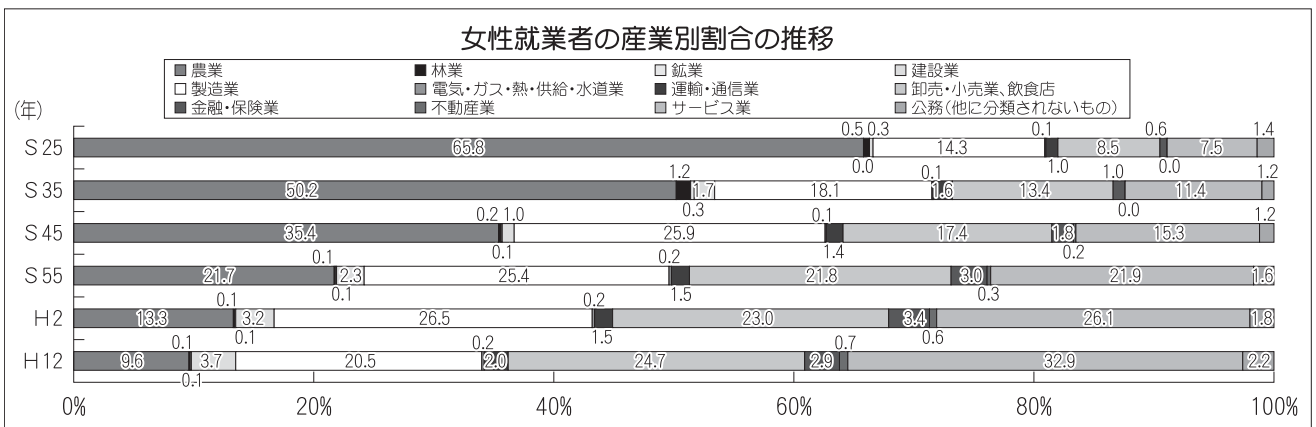


山梨県は、全国の数値と比較して、第1次産業、第2次産業の割合が多くなっています。

更に、女性の産業別割合をみると、昭和25年には「農業」が65.8%を占めていたが、平成12年には、「製造業」「卸売・小売業・飲食店」「サービス業」で78.1%を占めています。



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

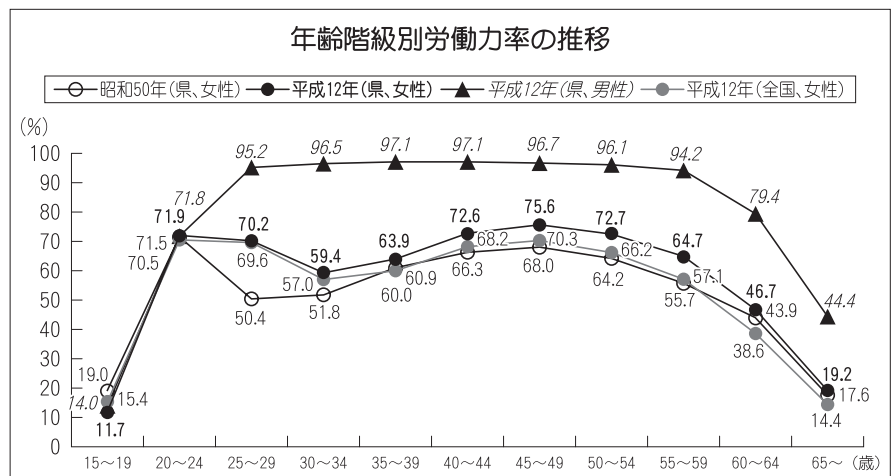


(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

25～29歳の女性の労働力率は、昭和50年50.4%が平成12年には70.2%と大きく上昇しましたが、30～34歳の女性は7.6%上昇したに止まり、依然としてM字カーブを描いています。

全国の数値をみても同様となっています。

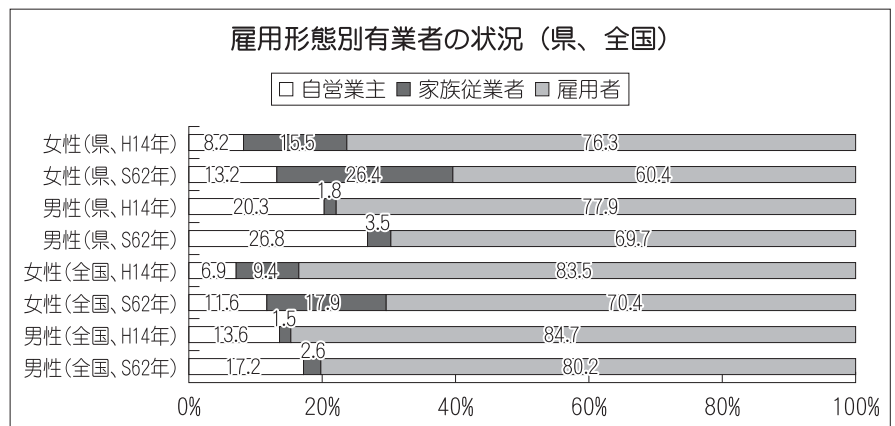
※労働力率
15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合



(資料：総務省統計局「国勢調査報告」)

昭和62年と比較すると、男女とも「雇用者」の割合が増加しています。

また、「自営業主」と「家族従業者」の割合でみると、男性は「自営業主」、女性は「家族従業者」の割合が高くなっています。

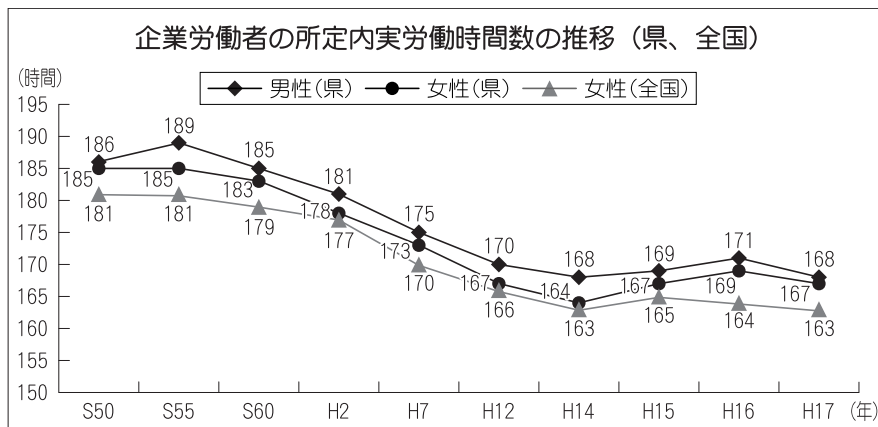


(資料：総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

本県、全国ともに減少傾向にありましたが、本県は、H15年、H16年と微増傾向にあります。

※労働者一人あたりの1ヶ月間の平均値

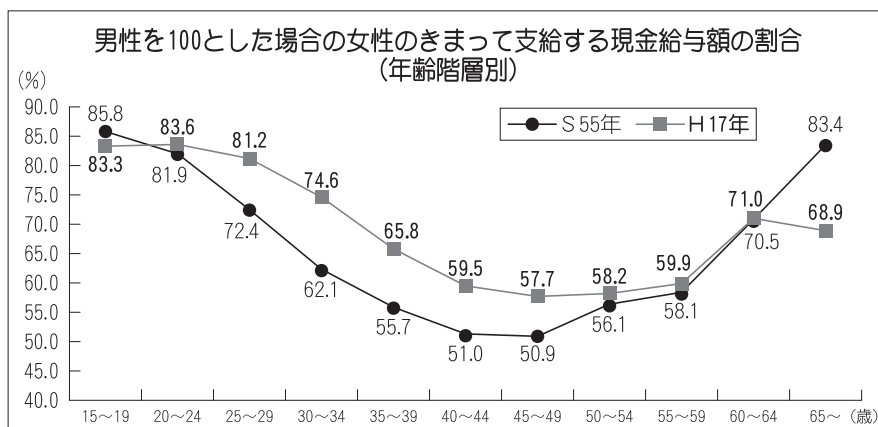
※所定内実労働時間数＝
総実労働時間（実際に労働した時間）－超過実労働時間（就業規則等で定められた時間以外に実際に労働した時間数）



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

昭和55年と比較すると、「15～19歳」及び「65歳以上」の外は、男性に近づいていますが、35歳から59歳までは、男性の7割以下となっています。

※「きまって支給する現金給与額」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によりその月分として支給される控除前の現金給与額

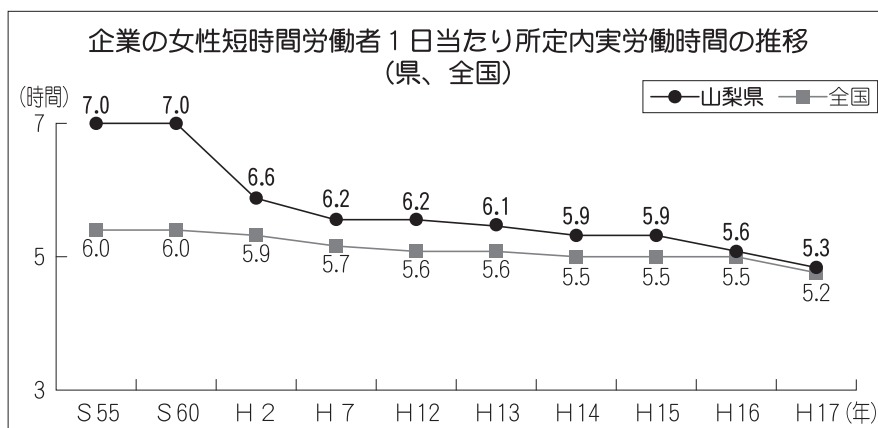


(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県は、一日当たりの所定内実労働時間が全国より長い傾向がありましたが、平成16年から全国と同程度になっています。

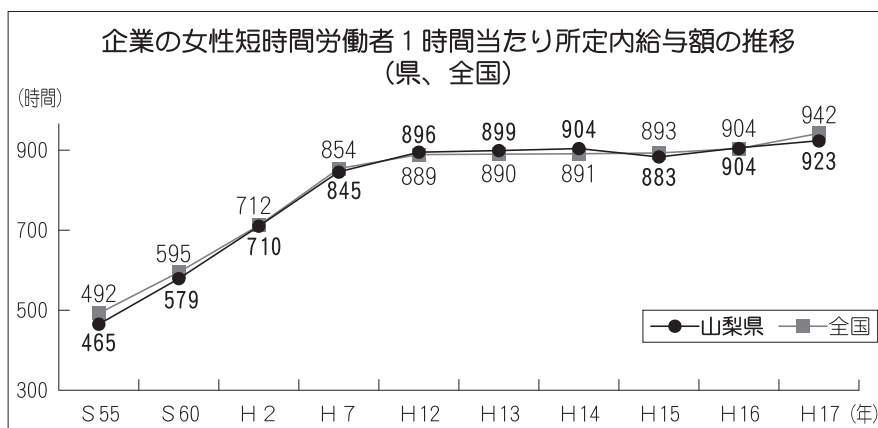
※「短時間労働者」は、平成16年調査まで「パートタイム労働者」として調査していたものと定義は同じ

※「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

一日当たりの所定内給与額は、平成15年微減しましたが、平成16年は微増に転じ、平成17年は、全国より低いものの増加しています。



(資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

男性、女性ともに平成2年と比較して、「大学・大学院」の割合が増加していますが、依然として女性は「大学・大学院」より、「短大・高専」の割合が多い状況となっています。全国の数値も同様の状況です。

